

# 小型家電の回収手法の拡充について

## 1. 経緯

昨年4月に新クリーンセンターが竣工してから、リチウムイオン電池等の充電電池が原因とみられる不燃・粗大ごみ処理施設内での発煙発火事故が複数回発生している。本来であればこれらの充電電池は、有害ごみによる行政収集又は一部家電量販店等にある回収BOXにて回収されるべきであるが、家電製品廃棄時に充電電池や乾電池を取り外すことが市民に浸透しきっていないこと、そもそも簡単には取り外せない形状の機器もあることから、燃やさないごみへの混入が後を絶たない。

この問題を解決するには、市民に対して充電電池は有害ごみとして回収する必要があることを周知徹底するとともに、クリーンセンターに搬入される小型家電の量自体を削減することが重要である。よって、小型家電の拠点回収事業を拡充するとともに、宅配便回収事業を新たに開始するものとした。

## 2. 小型家電回収を推進する意義

- ・ 充電電池内蔵電化製品の不燃ごみへの混入減  
→クリーンセンター不燃ピットにおける火災等の事故防止
- ・ 有用稀少金属（金、銀、銅、コバルト、ニッケルなど）のリサイクル率向上  
→不燃残渣として最終処分場に搬出される量が減少
- ・ 市民の小型家電排出手段の多様化  
→市民の利便性向上、行政収集の負荷削減
- ・ 東京オリンピックを控えたメダルプロジェクトへの協力  
→本事業で収集された金銀銅は、全量がメダルプロジェクト対象で市町村の回収実績となる。現状では五輪のメダル作成に必要な回収量が全国的に未達なことから、協力体制を強化する。

## 3. 小型家電拠点回収事業

### (1) 事業内容

- 市内公共施設に設置した回収BOXにて、指定した品目の小型家電（携帯電話、デジタルカメラ、ICレコーダー、携帯音楽プレーヤー、電卓、電子辞書、携帯ゲーム機等）を回収
- 委託事業者が各拠点を定期的に回って収集運搬
- 一定量になった段階で、小型家電リサイクル認定事業者に売り払い

### (2) 回収BOX設置予定場所

市役所本庁舎、市政センター、コミセン（吉祥寺西、吉祥寺南、緑町、西部、八幡町） ※8/2 現在

### (3) 事業開始予定

平成 30 年 10 月以降



## 4. 小型家電宅配便回収事業

### (1) 事業内容

現状、燃やさないごみ又は有害ごみとして行政収集されている小型家電製品について、市民(排出者)の自宅から宅配便を活用して事業者が直接回収を行う仕組みを導入する。本事業を展開している小型家電リサイクル法認定事業者と協定を結ぶことで、本来だと1箱あたり 1,500 円掛かる回収料金が、送付する箱にパソコン本体が含まれる場合は無料になる。



- ①市民がパソコンや FAX 等で事業者に申込み
- ②消費者の自宅(玄関先)から宅配便事業者が直接回収
- ③小型家電リサイクル認定事業者に持込む
- ④小型家電リサイクル認定事業者にて回収した小型家電を選別、中間処理、精錬

### (2) 認定事業者

リネットジャパングループ株式会社

### (3) 事業開始予定

平成 30 年 10 月以降

## 5. その他 (燃やさないごみへの有害ごみ混入対策)

燃やさないごみ収集時に、破袋による有害ごみ混入の確認及び除去作業の強化を開始した。